

川崎市卸売市場施設内放置自動車処理に係る処分基準

1 目的

この基準は、川崎市卸売市場施設内放置自動車処理要綱（以下、「要綱」という。）第5条第3項に基づき、撤去指示を行った所有者等の放置自動車（以下、「放置自動車」という。）について、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下、「使用済自動車法」という。）第2条第2項に定める使用済自動車に該当するか否かを判定した上で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく不利益処分を行う際の処分の基準を定めることにより、不利益処分の公平かつ適正な執行を図ることを目的とする。

2 不利益処分の定義

要綱第11条により使用済自動車として判定した放置自動車の所有者等に対して、廃棄物処理法第19条の4もしくは第19条の5に基づき、生活環境の保全上の支障の除去等の措置を構すべきことを命じる措置命令をいう。

3 処分基準

要綱第11条により使用済自動車として判定した放置自動車を原因として、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると別表により判断した場合において、廃棄物処理法第19条の4もしくは第19条の5に該当するとき、必要な限度において、期限を定めて支障の除去等の措置を講ずべきことを命じるものとする。

（施行期日）

この基準は、令和8年4月1日から施行する。